

# 質 疑 回 答 書

1 件 名 越谷市立小中学校電力購入（単価契約）

2 場 所 越谷市立越ヶ谷小学校 越谷市中町1番41号 外44か所

上記案件について、質疑がありましたので、下記のとおり回答いたします。

## 記

質 疑 事 項	回 答 内 容
Q 1：見積金額内訳書の各種様式は入札時の添付書類でしょうか。 添付の場合、入札書と同じ内封筒に封入するという認識で宜しいでしょうか。	A 1：入札時にご提出いただくのは「入札書（兼誓約書）」及び左上に「郵便入札専用」とある「単価表」で、内訳書の提出は不要です。「入札書（兼誓約書）」及び「単価表」を内封筒に封入してください。
Q 2：入札時に添付の単価表は入札書と同じ内封筒に封入するという認識で宜しいでしょうか。	A 2：A 1のとおりです。
Q 3：契約期間中に建替や増築、トランス増量、受変電設備および引き込み位置の移設・変更等、電力の契約に影響するような工事予定がある場合、対象施設と工事内容を教えてください。	A 3：仕様書5（5）で記載のとおり、蒲生小学校（現）の解体、及び川柳小学校の敷地内に仮設校舎の建設工事を予定しております。
Q 4：「蒲生小学校（現）の校舎解体を予定している。」とございますが、こちらの供給期間はいつまでのご予定でしょうか。 また、川柳小学校の敷地内の仮設校舎について、受電設備を新設しますでしょうか。 その場合、落札者が供給することは必須でしょうか。	A 4：蒲生小学校（現）は、校舎解体完了に併せて、令和5年2月までの供給を予定しております。 また、川柳小学校敷地内の仮設校舎建設に伴い、受電設備は、新設ではなく改修を予定しております。よって、落札者には、継続して供給していただきます。
Q 5：各施設ごとの現在の計量日を教えてください。	A 5：仕様書別紙1のとおりです。
Q 6：毎月の計量日は一般送配電事業者が定めるため、年間の請求が13回となることがあります。また料金の算定期間も計量日から計量日の前	A 6：了承いたします。

日となりますが、その旨ご了承いただけますか。

Q 7 : 一般送配電事業者が値上げの際、契約単価見直し協議に応じて頂けますか。

Q 8 : 請求書はWEBからのダウンロードにてご対応いただけますか。

Q 9 : ご請求が合計請求(複数施設を1枚にまとめる)の場合、請求書が2通になる場合がございますが、ご了承いただけますでしょうか。  
また、合計請求の場合は各施設ごとに分けた検針結果の提出が出来かねてしまいますがその旨ご了承いただけますでしょうか。(複数施設の内訳が1枚にまとまっています。)

Q 10 : (権利譲渡等の禁止) 条文を以下に変更または追加いただくことは可能でしょうか。  
『ただし、発注者の承諾を受けた場合、若しくは、信用保証協会又は中小企業信用保険法施行令(昭和25年政令第350号)第1条の4に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合はこの限りではない。』

Q 11 : 契約書の提出および契約締結期限はございますか。期限について協議可能でしょうか。

Q 12 : 東京電力管内において、制度変更に伴い、500kW未満の施設の現在の計量日から変更が

A 7 : 原則、協議には応じません。ただし、天災等不測の事態に基づくやむを得ない場合により、契約内容が著しく不相当と認められるに至ったときは、見直しの協定に応じます。

A 8 : 原則、請求書は郵送のみの対応といたします。ただし、請求方法がWEB請求書のみである場合に限り、対応いたします。なお、WEB請求書の記載内容については、協議が必要です。

A 9 : 分散検針の合計請求(複数施設を1枚にまとめる)の場合、請求書が2通になることを了承いたします。なお、請求書の作成については、仕様書3(2)のとおり、小学校30施設分の合算分、中学校15施設分の合算分をそれぞれ作成してください。

A 10 : 「電力供給契約約款」第2条について質疑をいただいておりますが、「電力供給契約約款」は、変更・追記ができません。  
ただし、「電力供給契約約款」第2条に記載のとおり、債権譲渡等の承諾を、書面により発注者へ求めることはできます。

A 11 : 契約書の提出及び契約締結期限は、越谷市契約規則第20条に基づき、落札決定の通知を受けた日から7日以内(越谷市の休日を定める条例(平成4年条例第14号)に規定する市の休日を除く。)となります。なお、本市契約規則については、「Reiki-Base インターネット版 越谷市例規集」([https://www1.greiki.net/koshigaya/reiki\\_menu.html](https://www1.greiki.net/koshigaya/reiki_menu.html))から検索いただけます。また、受注者の責めに帰すべき事由でないと認められる場合は、期限についての協議に応じます。

A 12 : 了承いたします。

できなくなりました。そのため、料金算定も計量日から計量日前日となりますことをご了承ください。なお、1日切替えをご希望の場合は請求書が13回になることもご了承ください。(日割り計算になるため請求金額自体は変わりません)

Q13：内訳書作成にあたり、単価表の「消費税及び地方消費税額」欄については小数点第2位までとなりますが、端数処理についてご教示ください。また、内訳書の提出は単価表のみでよろしかったでしょうか。

Q14：1施設に対して一枚の請求書の作成となっており、分割請求には対応できかねます。またお支払いに関しましても以下の例1のようなご要望の場合はお客様から入金の内訳を事前にお知らせしていただくこととなりますが、ご了承いただけますでしょうか。

(例1) 庁舎 〇,〇〇〇円 自販機 〇,〇〇〇円に分けて別々で入金します。

Q15：地域の一般電気事業者が値上げをした場合、値引き%は変えずにスライドで値上げをさせていただくこととなりますが、その際、契約単価見直しを対応していただくことは可能でしょうか。

Q16：契約電力500kW以上の施設において、今回の供給開始期間から契約電力の増減はありますでしょうか。

Q17：「自家発補給電力」の契約がある場合、以下の内容を教えてください。

- ・契約電力(kW)
- ・使用月、未使用月とその使用電力量(kWh)

Q18：検針結果を書類・データにて報告することはできませんが、よろしいでしょうか。(Webにて使用量を確認することはできます)※請求書は紙ベースとなります。

Q13：内訳書単価表の消費税及び地方消費税額については、小数点第2位まで記入していただき、第3位以下については、切り捨ててください。

また、内訳書の提出についてはA1のとおりです。

A14：了承いたします。

A15：A7のとおりです。

A16：契約電力500kW以上の施設はございません。

A17：仕様書5(8)のとおり、自家発補給電力の契約はございません。

A18：了承いたします。

Q 19 : 工事負担金に関しまして、発注者の都合で新設備設置・工事が着工する際に発生しました工事金などは受注者負担をすることができませんが、ご対応いただけますでしょうか。

Q 20 : 請求金額お支払いを行う際のお支払い方法についてお教えいただけますでしょうか。(振込又は引き落とし)

Q 21 : 契約電力につきましては「別紙2」とありますが、「蒲生小学校(新)」は除く「5050kW」でお間違いないでしょうか。

A 19 : 対応いたします。

A 20 : 口座振り込みでお支払いいたします。

A 21 : 契約電力は年間通じて 5050kW になりますが、別紙2のとおり、令和4年4月以降は、「蒲生第二小学校」の施設が「蒲生小学校(新)」の施設となります。(需要場所は変わらないため、仕様書の別紙2では、上乗せで記載しております。)